

# 「ヘリを活用した観光遊覧飛行実証事業」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ヘリを活用した観光遊覧飛行実証事業業務

## 2 委託業務の目的

五島市の観光周遊性向上における課題として、観光地へのアクセスの悪さや観光地間の移動の不便性がある。本事業では、高付加価値旅行者をターゲットとした受入体制整備の一環として、ヘリコプターを活用した市内外の観光周遊性向上に係る課題抽出・方策・採算性に係る事業化可能性調査を実施するとともに、二次交通としてのヘリコプター移動商品のビジネス性の検証を行う。また、福江空港を核とした賑わいづくりを実施し、空港機能の強化に繋げる。

## 3 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

## 4 委託業務内容

### (1) ヘリコプターの観光遊覧飛行活用における下記項目の確認、調査、検討の実施

- ①観光遊覧ニーズ及び課題の抽出及び改善方策の検討
- ②周遊コースにおけるヘリポート適地調査
- ③ヘリコプター活用に係る法規制調査
- ④試験飛行に向けたヘリの選定・手配、運転手、燃料の確保の実施
- ⑤試験飛行に向けた検証ポイントの設定

### (2) ドローンを用いた周遊コースの検証

### (3) 試験飛行の実施・検証

- ① (1) による結果の検証によって作成した観光遊覧飛行コースの試験飛行を2回以上実施すること。
- ② (1) で設定した⑤試験飛行に向けた検証ポイントの検証
- ③天候等に十分留意し、危機管理体制を十分に整え、事故等の無いよう企画・実施すること。

### (4) (1) から (3) を実施しての課題整理と活用のための提案

## 5 業務完了後の提出書類

- (1) 委託業務の実施内容がわかる事業完了報告書
- (2) ヘリコプターの観光遊覧飛行活用にかかる経費報告書
- (3) 活用のための提言書
- (4) 成果物、ドローン等で撮影した映像及び状況写真

※資料等の作成について

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、五島市において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認するものとする。

## 6 納品先

〒853-8501 五島市福江町1-1 五島市地域振興部文化観光課  
[kankou@city.goto.lg.jp](mailto:kankou@city.goto.lg.jp)

## 7 納品日

令和7年2月28日まで

## 8 業務管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての行程における業務管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

業務管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得たうえで、これを実施すること。

## 9 その他

- ①業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。
- ②本仕様書に記載されていない事項については、双方の協議により定めることとする。